

仙台銀行ホールイズミティ 21【大・小ホール および 展示室】

施設使用料の減免について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下の施設を定員の半数以下でご利用の場合、施設使用料の 50%を減免します。

※催物の開催制限緩和に関する取り扱いについて追記しました。詳細につきましては、「令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日期間中の取扱いについて」をご覧ください。

1. 対象施設	大ホール ・ 小ホール ・ 展示室
2. 減免期間	令和 2 年 6 月 19 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日まで
3. 減免内容	定員の半数以下の人数で利用することを条件に、施設使用料の 50%を減免します。 ●定員：大ホール 1,456 名（半数：728 名） ●定員：小ホール 403 名（半数：201 名） ●定員：展 示 室 200 名（半数：100 名） ※上記と併せて使用する楽屋、リハーサル室も減免対象とします。 ※附帯設備使用料・冷暖房使用料は減免の対象外とします。 ※準備料金の区分（本番料金の 1/2）の施設使用料は、さらに 50%減免します。 ※別の理由で減免をする場合には、重複して減免は行いません。 ※実際のご利用人数が定員の半数を超えた場合は、減免措置が取り消され、差額をお支払いいただきます。
4. 減免適用の経過措置	この減免は、<u>感染拡大防止に配慮したイベントの促進</u>を目的としています。そのため、新型コロナウイルス感染症の感染状況が悪化したことにより、仙台市から施設利用者に対して施設利用の自粛要請を行った場合は、この減免の適用を取り消します。 ※自粛要請に応じて施設利用をキャンセルした場合は、キャンセル料を全額減免します。また、すでにお支払いいただいている施設利用料は全額返金します。

* 仙台市の施設利用制限基準が変更された場合には、減免の内容が変更されることがあります。
(令和 2 年 12 月 1 日現在)

仙台銀行ホールイズミティ 21
Tel 022-375-3101
Fax 022-375-4229